

# 不在者投票に関する注意

## 1 不在者投票ができる日及び時間

不在者投票ができる日及び時間は次のとおりですが、あなたの「投票」は投票した市区町村の選挙管理委員会から当町の選挙管理委員会に郵送されるため、この郵送期間を考慮してできるだけ早く不在者投票を行ってください。

**【日】10月20日（水）～10月30日（土）**

**【時間】滞在先の市区町村選挙管理委員会の開庁時間**

（滞在先の市区町村により異なりますので必ず確認してください。）

## 2 送付された不在者投票証明書の封筒は開けないでください。

開封しますと投票できませんので注意してください。

## 3 送付された投票用紙等には記載しないでお持ちください。

投票用紙及び不在者投票用封筒は記載しないで、そのまま、居住地（滞在地）の選挙管理委員会に持参してください。

## 4 代理投票もできます。

身体の故障又は読み書きの不自由により、ご自分で候補者の氏名を記載できない方は申し出て下さい。「代理投票」により投票できます。

## 5 投票を行わない場合は投票用紙等を返還してください。

投票用紙等の交付を受けた後、何らかの理由により、不在者投票をしなくなったときは、「投票用紙」、「不在者投票用封筒」及び「不在者投票証明書」を速やかに当町選挙管理委員会に返還してください。

## 6 ご不明な点は、最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 不在者投票の手続き

- ① 不在者投票請求書兼宣誓書に必要事項を記入する。(記載例を参考)



- ② 必要事項を記入した①不在者投票請求書兼宣誓書を福島町選挙管理委員会に送付してください。

送付先 〒049-1392 北海道松前郡福島町字福島 820 番地

福島町選挙管理委員会



- ③ 選挙人名簿登録者であると確認されると、請求書に記載した住所に投票用紙・不在者投票用封筒・不在者投票証明書が郵送されます。

(投票用紙の送付も郵便で行いますので、予定のある方は早めのお手続きをお願いいたします。)



- ④ 送付された書類を開封しないで、そのまま現住所地の選挙管理委員会(市役所・役場内にあります。)へ持参し、不在者投票をする旨申し出ます。

(事前に投票できる時間等を確認してください。)



- ⑤ その場で投票し、手続きは終わります。

# 期日前投票請求書兼宣誓書 (不在者投票請求書兼宣誓書)

私は、第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記の事由に該当する見込みであり、同選挙における期日前投票（不在者投票）をしたいので、次により投票用紙の交付を請求します。

次の1から6のいずれかに○をしてください。

①	㉞. 仕事 ウ. 地域行事の役員 エ. 本人又は親族の冠婚葬祭 オ. その他 ( )	に從事	※左のア～オのいずれかに○を付してください。オの場合は具体的に記載してください。
2	1以外の用事又は事故のため ア. 福島町外 イ. 福島町内 (字 )	に外出・旅行 ・滞在	※左のア・イのいずれかに○を付してください。イの場合は具体的に記載してください。
3	ア. 疾病、負傷、出産、身体障害者等のため歩行困難 イ. 保護施設等に収容		※左のア・イのいずれかに○を付してください。
4	交通至難の島等 ( )	に居住、滞在	※具体的に記載してください。
5	住所移転のため、他の市町村に居住		
6	天災または悪天候により投票所に到達することが困難であること		

上記は、真実であることを誓います。

投票用紙を送付するので、アパート等の部屋番号まで詳しく記入して下さい。 令和3年10月〇〇日

氏名	福島 太郎
現住所	〒 東京都〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇荘〇〇号室 (連絡先電話番号 )
生年月日	大正・昭和・平成 9 年 10 月 11 日生
選挙人名簿に記載されている住所 北海道松前郡福島町字福島820	

郵送番号	投票区	頁	番号	性別	事由	入力
				男・女	1 2 3 4 5 6	